

【様式例】 ※日本工業規格A列4番の大きさの用紙で提出してください。

コピーを1部提出
原本は申請者が保管

就任承諾及び誓約書

役員に就任しようとしている者が、設立しようとしている法人に対して提出する書類です。熊取町にはコピーを提出し、原本は法人で保管してください（原本証明は不要です）。

私は、特定非営利活動法人 ○○○○○○（法人名） の □□□（役職名） に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第20条各号に該当し、及び同法第21条に違反しないことを誓約します。

理事及び理事長・理事・監事の区分を記入してください。
※理事長の職名は代表権を有する職名を記載のこと。例、代表理事など。

書類作成の日を記載してください。

年 月 日

なお、あて先が設立代表者である場合、設立総会より前に作成された書類は無効ですので、ご注意ください。
但し、あて先が法人である場合、設立総会の日付けに関わらず、申請日以前の日付けであれば有効です。

法人の設立代表者をあて先としても、法人をあて先としてもどちらでも差し支えありません。
法人をあて先とする場合は、法人名「御中」として設立代表者名は記載しないでください。

特定非営利活動法人○○○○○○○

役員の氏名及び住所は、住民票等
のとおりに記載してください。

設立代表者△ △ △ △ 様

署名である必要はありません。

住所（居所）

認印で差し支えありません（実印である必要はありません。）

あて先を設立代表者とする場合で、かつ、設立代表者が役員に就任する予定の場合は、「役員予定者」である本人から「設立代表者」である本人あての文書が必要です。

氏 名 

特定非営利活動促進法第20条各号及び同法第21条

(役員欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。第47条第1項において同じ）に違反したことにより、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 五 暴力団の構成員等
- 六 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(役員親族等の排除)

第21条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。